

## 農地転用には許可が必要です

農地を住宅・資材置場・駐車場などの用途に無断で転用すると、地域農業にとって大きな損失となります。転用をする際には、事前にご相談ください。

### ▼農地転用の種類

○農地法4条転用⇨農地所有者本人が転用

○農地法5条転用⇨農地所有者以外の者が、所有者から農地を買ったり借りたりして転用

### ▼農地転用の受付期間

○市街化調整区域（許可申請）  
毎月10～14日（申請期間が土、

日、祝日の場合は、変更）  
○市街化区域（届出）  
随時受け付けています。

※市街化区域内の農地転用の場合は、農業委員会へ届出をすれば許可は必要ありません。ただし、必ず受理通知書が交付されるから転用を行ってください。

### 【申請】 谷和原庁舎農業委員会

事務局 ☎58・2111（内線8120～8122）

## 農振除外の申請

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内の土地を、農用地以外の用途に  
する場合には、農用地区域から除外する手続きが必要です。

市では、農用地区域内農地の除外申請を次のとおり受け付け  
します。転用事業計画のある方は、受付期間内（期限限定）に  
申請願います。

なお、申請書類に記入漏れ、または不備などがある場合には、それらの修正を行ってから  
でないといけないので、事前に  
ご確認ください。

### ▼次回受付期間⇨4月2日(月)～

4月27日(金)（受付は、4月、8月、12月の年3回になります）  
※土、日、祝日を除く

## 平成24年度から

## 「ごみの分別方法や一部収集方法が変わります

平成24年度から、ごみの分別で、ペットボトル・プラスチック製容器包装・蛍光管の3分別が増えます。

今まで不燃物としていたペットボトル・プラスチック製容器包装は、ごみの減量化のために資源化するものです。蛍光管は、少量の水銀が含まれているため、乾電池と同じように回収場所に出していただくようになります。

また、粗大ごみの収集方法が変更になります。収集方法については、事前に申し込みをし、

指定された日に、原則自宅の前に出していただき、収集業者が回収します。粗大ごみ1点に500円の収集運搬料がかかります。詳しくは、お問い合わせください。

※収集日・申込日については、今月号の22ページに掲載している「粗大ごみ収集・申込日」をご覧ください。

市民の皆様のご理解、ご協力をよろしく願います。

### 【問】 谷和原庁舎生活環境課 ☎58・2111（内線8136）

きます。

○借地人、借家人なども、対象となる物件の閲覧や証明を請求できます。

※縦覧・閲覧を申請する場合は、納税者や借地・借家人であることを証明できるものを用意してください。（代理人の場合は委任状が必要です）

▼縦覧期間⇨4月2日(月)～5月1日(火) 午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日を除く)

### ▼縦覧場所⇨伊奈庁舎税務課

【問】 伊奈庁舎税務課 ☎58・2111（内線1135～1137）

## 広報紙の発行日が変更になります！

平成24年度より広報紙の発行日が、毎月1日と変更になります。また、配布方法についてもポスティングとなり、発行日前月の25日（1月1日発行号は除く）から配布を開始します。次号の配布開始日は4月25日(水)となります。

広報紙の配布は、4日間で終了する予定ですが、それ以降も手元に届かない場合は、市民サポート課（☎58-2111）までご連絡ください。